

34100

広島県

広島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|--|-------|------|
| 広島県から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けて本社機能の移転・拡充を行う。 | 固定資産税の軽減 【軽減後の固定資産税の税率】 (1)東京 23 区からの移転の場合 初年度～第 3 年度:0% (課税免除) (2)拡充の場合 初年度:0% (課税免除) 第 2 年度:0.467% (軽減前の 1/3) 第 3 年度:0.933% (軽減前の 2/3) | 固定資産税 | 3年間 |
| 詳細は広島市 HP をご覧ください。 | | | |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|------------------|----------|---|---|
| 広島市企業立地促進補助金交付要綱 | R2.4(改正) | 広島市内で建物を賃借して事業所を開設し、下記の要件に該当すること。 【区分】 (1)都市型サービス産業 (2)本社機能の移転・拡充 【対象業種】 (1)の場合 情報サービス業、インターネット附随サービス業、デザイン業、コールセンター業、BPO など (2)の場合 指定なし 【事業要件】 (1)の場合 (いずれかに該当すること) ・広島広域都市圏域内初立地(※1) ・大規模雇用 (新規常用労働者 50 人以上)(※2) (2)の場合 地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を広島県から受けたもの 【常用労働者数】 5人以上かつ広島広域都市圏域全体で5人以上増加(中小企業の場合は2人以上かつ広島広域都市圏域全体で2人以上増加) ※1 広島広域都市圏:広島市の都心部からおおむね 60km の圏域内にある 24 市町で構成する区域 ※2 常用労働者:雇用期間の定めのないもの又は 1 年以上継続して直接雇用されているものであり、かつ、雇用保険法に規定 | 【区分】 ①賃料 ②事務所開設費(※) 【補助内容】 ①事業所の賃料年額 ×補助率 1/2×3年間 ②事務所開設費(※) ×補助率 1/2(初年度のみ) 【限度額】 ①1,000 万円/年×3年間 ②300 万円(初年度のみ) ※②事務所開設費は「都市型サービス産業」が中山間地・島しょ部へ進出する場合に限り補助(コールセンターは除く。) |

| | | | |
|--|--|------------------|--|
| | | する被保険者をいう。 | |
| | | 詳細は広島市HPをご覧ください。 | |

34202

広島県

呉市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|--------------|--|-------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員 (人以上) | | | |
| 〈旧音戸町及び倉橋町の区域〉 新增設 〈資本金〉 〈取得価額〉 1,000万円以下 → 500 1,000万円超～5,000万円以下 → 1,000 5,000万円超 → 2,000 対象業種:製造業, 旅館業, 情報通信技術利用事業など | — | 不均一課税 初年度 0.07/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100 | 固定資産税 | 3年間 |
| 〈旧倉橋町、豊町、下蒲刈町、蒲刈町及び豊浜町の区域〉 新增設 2,700 対象業種:製造業, 旅館業など | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| (広島県地域未来投資促進計画で定める促進区域内) 県知事の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたもの)の用に共する施設 農林漁業関連業 5,000 その他の業種 10,000 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|----------|-------|---|---|
| 呉市企業立地条例 | H17.3 | ①工場等新增設事業(新規雇用型) 延べ床面積1,000㎡以上(純増)の工場、事務所、流通施設等を市内に新增設し、かつ呉市在住の新規雇用従業員を中小企業は5人以上、大企業は10人以上雇用すること ※対象業種 製造業、情報通信業、運輸業及び郵便業、医療業(厚生労働大臣が高度先進医療として承認した療養を実施するものに限る。)、専門サービス業(他に分類されないものに限る。))のうちのデザイン業、技術サービス業(他に分類されないものに限る。))のうちの土木建築サービス業及び機械設計業、機械等修理業(他に分類されないものに限る。))、コールセンター業 等 | 助成金 ①工場等新設・増設助成金 固定資産税相当額を5年間、100% (限度額なし) ②新規雇用従業員助成金 正社員1人当たり50万円、パート1人当たり20万円 (限度額なし) ③土地取得費助成金(公的用地のみ) ・市産業団地 土地代の30% ・その他公的団地 土地代の5% (限度額なし) ④設備取得費助成金 ・市産業団地 建物、設備購入費の固定資産税評価額の10% (限度額1億円 ※阿賀マリンポリス地区埋立地は、投資額に応じ最高5億円までの定額設定) ・その他の土地 建物、設備購入費の固定資産税評価額の5% (限度額5,000万円) |
| | | ②工場等新增設事業(雇用維持型) | 助成金 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>市内中小企業が、市内公的団地内の土地又は工業地域若しくは工業専用地域内の土地において延べ床面積1,000㎡以上の工場等を新增設し、かつ雇用従業者の人数が新增設前の工場等の人数と同数以上となること</p> <p>※対象業種 ①工場等新增設事業と同じ</p> | <p>①工場等新設・増設助成金 固定資産税相当額を3年間、100% (限度額なし)</p> <p>②新規雇用従業者助成金 正社員1人当たり50万円、 パート1人当たり20万円 (限度額なし)</p> <p>③土地取得費助成金 市産業団地 土地代の30% その他公的団地 土地代の5% (限度額なし)</p> <p>④設備取得費助成金 ・建物、設備購入費の固定資産税評価額の5% (限度額5,000万円 ※阿賀マリノポリス地区埋立地は1億円)</p> |
| | | <p>③ソフトウェア業等誘致促進事業(賃貸も対象) 市内に事務所等を新增設し、呉市在住の新規雇用従業者を3人以上雇用すること</p> <p>※対象業種 情報通信業、専門サービス業(他に分類されないものに限る。)のうちのデザイン業、技術サービス業(他に分類されないものに限る。)のうちの土木建築サービス業及び機械設計業、機械等修理業(他に分類されないものに限る。)、コールセンター業</p> | <p>助成金</p> <p>①新規雇用従業者助成金 2年目から5年目は各年度の純増分が対象 正社員1人当たり50万円、 パート1人当たり20万円) (限度額なし)</p> <p>②設備取得費助成金 改修費、設備投資に係る固定資産税評価額の50% (限度額2千万円)</p> <p>③通信回線使用料助成金 通信回線使用料の50%を5年間(限度額1千万円/年)</p> |
| | | <p>④本社機能移転等促進事業 本社機能等を東京都23区内から市内へ移転又は拡充、かつ中小企業者は呉市在住の呉市在住の新規従業者2人(その他は5人)以上を雇用すること</p> | <p>助成金</p> <p>① 新規雇用従業者助成金 正社員1人当たり50万円、 パート1人当たり20万円 (限度額なし)</p> <p>②設備取得費助成金 改修費等、設備投資に係る固定資産税評価額の50%(限度額5千万円)</p> |
| | | <p>⑤市内企業設備投資促進事業 雇用従業者数が新增設前の人数以上、かつ市内操業10年以上、かつ設備投資額 中小企業の場合1億円(その他5億円)以上であること</p> | <p>助成金</p> <p>①工場等新設・増設助成金 土地を除く固定資産税相当額の50%を2年間 (限度額1億円/年)</p> |

34203

広島県

竹原市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|--------------------|-------------------------|--|--|
| 竹原市工場等立地促進条例 | S60.7 (H27.3 改正) | 工場 ○新設 ・投下固定資産総額 2億円以上 (中小企業1億円以上) ・新規雇用常用従業員 20 人以上 (中小企業 10 人以上) ○増設 ・投下固定資産総額 1億円以上 (中小企業 5,000 万円以上) | 奨励金 ①工場等設置奨励金 ○固定資産税額 ・1年目 100/100 ・2年目 75/100 ・3年目 50/100 ○限度額 3年間 5,000 万円 ②雇用奨励金 ○新規雇用常用従業員 ・20 人以上(中小企業者は 10 人以上)雇用した場合 1人につき 15 万円 ○限度額 2,000 万円 |
| 竹原工業・流通団地事業所立地促進条例 | H12.9 (H27.3 改 正) | ①区域 ・竹原工業・流通団地への立地 ②規模 ・固定資産取得総額 2億円以上 (中小企業1億円以上) | 奨励金 ①事業所設置奨励金 当該事業所に新たに固定資産税が課せられることになった年度から起算して3年度間 ・1年目 100/100 ・2年目 100/100 ・3年目 100/100 ○限度額 3年間5億円 ②雇用奨励金 ○新規雇用常用従業員 ・1人につき 15 万円 ・20 人(中小企業は 10 人)を超える場合は1人につき5万円を加算 ○限度額 2,000 万円 ③土地取得奨励金 ・売買代金に次の割合を乗じた額 一律 10/100 ④施設整備奨励金 ・固定資産税評価額(土地を除く)×10/100 ○限度額 1億円 |

34204

広島県

三原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|----------|---|-------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 〈旧久井町, 旧大和町の域〉 新規設 2,700 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| 〈佐木島, 小佐木島〉 新規設 ●法人の場合 ▲製造業・旅館業 〈資本金〉 〈取得価額〉 5,000 万円以下 500 5,000 万円超 1 億円以下 1,000 1 億円超 2,000 ▲情報サービス・農林水産物 資本金に関係なく 500 ●個人の場合 いずれの業種も 500 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| 〈地域未来投資促進法に基づく税制〉 新規設 10,000 ※農林漁業関 5,000 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| 〈工業団地・都市計画用途地域の一部〉 新規設 3,800 ※中小の場合 1,900 | — | ●拡充型 不均一課税 初年度 0% 第二年度 0.467% 第三年度 0.933% ●移転型 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|-----|------|--------|----|
| | | | |

| | | | |
|--------------------------|--------------|--|---|
| <p>三原市工場等立 地促進条例</p> | <p>H17.3</p> | <p>工場等</p> <p>【新設】</p> <p>○投下固定資産総額 2億円以上 (中小企業 1億円以上)</p> <p>○新規雇用常用労働者 20人以上 (中小企業 10人以上)</p> <p>【増設】(償却資産の入替を含む)</p> <p>○投下固定資産総額 1億円以上 (中小企業 5,000万円以上)</p> <p>○操業開始日において、増設前の常用労働者数を下回らないこと</p> <p>(立地場所等の制限有り)</p> | <p>奨励金</p> <p>①固定資産税相当額奨励金</p> <p>○固定資産税相当額</p> <p>1年目 100/100</p> <p>2年目 75/100</p> <p>3年目 50/100</p> <p>○限度額 各年度1億円</p> <p>②雇用奨励金</p> <p>新設し、又は増設した工場等が操業を開始する日において、常用労働者を20人以上(中小企業者においては10人以上)新規雇用していること。</p> <p>○操業開始後、1年を経過した日の新規雇用常用労働者×10万円</p> <p>(市内に住所を有する者は30万円)</p> <p>※中山間地域においては、</p> <p>新規雇用常用労働者×20万円</p> <p>(市内に住所を有する者は40万円)</p> <p>○限度額 2,000万円</p> <p>③土地取得奨励金</p> <p>工場等を新設又は増設するために取得した土地の取得金額に次に掲げる割合を乗じた額</p> <p>(1)三原西部工業団地(惣定地区) 10/100</p> <p>(2)久井工業団地、広島臨空産業団地 5/100</p> <p>ただし、次の要件に該当する企業に限る</p> <p>○新設又は増設した工場等への投下固定資産総額が2億円以上</p> <p>(中小企業1億円以上)</p> <p>○新規雇用常用労働者 20人以上</p> <p>(中小企業 10人以上)</p> <p>④生産設備投資額奨励金</p> <p>新設し、又は増設した工場等の延べ床面積が500平方メートル以上であり、かつ、雇用奨励金の交付要件を満たしていること。</p> <p>○設備投資額に5/100を乗じて得た額</p> <p>○限度額 1億円</p> <p>⑤環境配慮型設備設置奨励金</p> <p>環境配慮型設備の設置に要した費用に50/100を乗じて得た額(限度額 500万円)</p> |
|--------------------------|--------------|--|---|

34205

広島県

尾道市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 市町村名 | 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|--------------------------------|---|--------------|------|-------|------|
| | 投下固定資本額(万円以上) | 従業員 (人以上) | | | |
| 尾道市 (旧瀬戸田町 及び御調町 の区域) | 新増設 2,700 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| 尾道市 (百島・細島) | 【製造業・旅館業】 資本金 取得価格 5千万円以下 500 5千万円超 1億円以 1,000 1億円超 2,000 【農林水産物等販売・情報サービス 業等】 取得価格 500 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 市町村名 | 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|------|--------------|-------|--|---|
| 尾道市 | 尾道市工場等設置奨励条例 | S58.3 | 工場等 ○新設 ・投下固定資産総額 5,000 万円以上 ○増設 ・投下固定資産総額 5,000 万円以上 (立地場所の制限有り) ※ただし、因島重井商工業団地内 内にあるは、この限りでない | 奨励金 ①工場等設置奨励金 ○固定資産税相当額 1年目 100/100 2年目 80/100 3年目 60/100 ※ただし、因島重井商工業団地 内にあるは ○5年度間 100/100 ○限度額 各年度 5,000 万円 ②雇用奨励金 ○新規雇用常用従業者×30 万円 |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>○操業開始1年後における新規雇用常用労働者数(市内在住)が 10 人以上であること(ただし、中小企業者にあつては5人以上)</p> <p>○限度額 3,000 万円</p> <p>③帰郷者雇用奨励金</p> <p>○因島重井商工業団地内にあつて帰郷者が帰郷するために要した費用を負担した額</p> <p>○操業開始1年後における新規雇用常用労働者数(市内在住)が 10 人以上であること(ただし、中小企業者にあつては5人以上)</p> <p>○限度額1人につき 30 万円</p> <p>④土地取得奨励金</p> <p>県営産業団地の土地を 5,000 m²以上、広島県から一括払いで購入したものに對して土地代金の5%を助成</p> <p>⑤設備取得奨励金</p> <p>県営産業団地内において設備の新設又は増設するために要した費用(土地取得代金を除く)の5%(広島県の助成対象となるもの)</p> <p>○限度額 5,000 万円</p> |
|--|--|--|--|--|

34207

広島県

福山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

| 適用基準 | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|------------------|-------|------|
| (生産性向上特別措置法に基づく税制) 対象事業者:福山市所在の中小企業者 対象事業:先端設備等導入計画の認定を受け,かつ固定資産税特例の対象となる設備投資 | 固定資産税の課税標準をゼロとする | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|-------------|---------------------|--|--|
| 福山市企業立地促進条例 | H17.4 (H29.4 改正) | 事業所設置奨励金 ①工場・流通施設 ○工場・流通施設の新設・増設 ・投下固定資産総額 5,000 万円以上 ○大規模工場の新設・増設 ・投下固定資産総額 100 億円超 (土地代除く) ・事業計画に基づく雇用維持 ○立地場所 ・県営団地及び市内工業地域等 | 奨励金 ①土地助成 ○要件 ・県営新市工業団地(新設) ・取得面積 5,000 m ² 以上 ・土地代一括払い ○内容 ・土地取得価格×5% ・限度額なし ②設備助成 ○要件 ・県営団地(新設) ・工場 生産施設部分の延床面積 2,000 m ² 以上 新規雇用常用従業員数 10 人以上 ・流通施設 流通業務施設部分の延床面積 1,000 m ² 以上 新規雇用常用従業員数5人以上 ○内容 ・県営団地 設備投資額(土地代除く)×5% 限度額 5,000 万円 ③既存建物撤去費用,インフラ整備費用等助成 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------------|---|--|---|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|--|---|---|-----|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|--|------|-----|--|------|-----|---------|--|---|---|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|--|--|
| | | <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場(新設) 工業専用地域, 工業地域, 準工業地域 ・流通施設(新設) 工業専用地域, 工業地域, 準工業地域, 商業地域, 近隣商業地域 <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建物撤去費用, インフラ整備費用等×10% 限度額 2,000 万円 <p>④固定資産税、資産割事業所税助成</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税相当額 (工場・流通施設) <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>県</td><td>営</td><td>その他</td></tr> <tr><td>1年目</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr><td>2年目</td><td>80%</td><td>75%</td></tr> <tr><td>3年目</td><td>60%</td><td>50%</td></tr> <tr><td>限度額</td><td colspan="2">各年度1億円</td></tr> </table> <p>(大規模工場)</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>県</td><td>営</td><td>その他</td></tr> <tr><td>1年目</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr><td>2年目</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr><td>3年目</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr><td>4年目</td><td></td><td>100%</td></tr> <tr><td>5年目</td><td></td><td>100%</td></tr> <tr><td>限度額</td><td colspan="2">計5億円 なし</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・資産割事業所税相当額 (工場・流通施設・大規模工場) <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>県</td><td>営</td><td>その他</td></tr> <tr><td>1年目</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr><td>2年目</td><td>80%</td><td>75%</td></tr> <tr><td>3年目</td><td>60%</td><td>50%</td></tr> <tr><td>限度額</td><td colspan="2">各年度 600 万円</td></tr> </table> | 県 | 営 | その他 | 1年目 | 100% | 100% | 2年目 | 80% | 75% | 3年目 | 60% | 50% | 限度額 | 各年度1億円 | | 県 | 営 | その他 | 1年目 | 100% | 100% | 2年目 | 100% | 100% | 3年目 | 100% | 100% | 4年目 | | 100% | 5年目 | | 100% | 限度額 | 計5億円 なし | | 県 | 営 | その他 | 1年目 | 100% | 100% | 2年目 | 80% | 75% | 3年目 | 60% | 50% | 限度額 | 各年度 600 万円 | | |
| 県 | 営 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年目 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2年目 | 80% | 75% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3年目 | 60% | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 限度額 | 各年度1億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県 | 営 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年目 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2年目 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3年目 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4年目 | | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5年目 | | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 限度額 | 計5億円 なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県 | 営 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年目 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2年目 | 80% | 75% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3年目 | 60% | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 限度額 | 各年度 600 万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>②試験研究施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額 5,000 万円以上 ・新設 専門の技能者5人以上雇用 ・増設 専門の技能者3人以上新規雇用 | <p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額×20% ・限度額 1億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>③特定業務施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 3人以上雇用 ・増設 2人以上新規雇用 <p>※事業所設置奨励金の交付を受けるまでの間当該雇員数が維持されるものであること</p> | <p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県外の特定業務施設から3人以上異動させ、異動先の従業員数が3人以上増加する場合 ・県外からの異動従業員(家族〔配偶者+1親等以内〕を含む) <ul style="list-style-type: none"> 1人当たり 50 万円 ・県内(市内除く)からの異動従業員(家族含まず) <ul style="list-style-type: none"> 1人当たり 30 万円 ・投下固定資産総額×50% ・限度額 合計 5,000 万円 ○その他の場合 ・県内(市内除く)からの異動従業員(家族含まず) <ul style="list-style-type: none"> 1人当たり 30 万円 ・投下固定資産総額×10% ・限度額 合計 2,000 万円 |
| | | <p>④情報サービス事業所, コールセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報サービス事業所 ・新設 5人以上雇用 ・増設 3人以上新規雇用 ○コールセンター ・新設 20人以上雇用 ・増設 10人以上新規雇用 <p>※事業所設置奨励金の交付を受けるまでの間当該雇員数が維持されるものであること</p> | <p>奨励金</p> <p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額×50% ・限度額 100 万円 ○事務所賃料(最大3年間)×50% ・限度額 各年 600 万円 ○通信回線使用料(最大3年間)×50% ・限度額 各年 1,000 万円 <p>増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額×50% ・限度額 100 万円 ○事務所賃料(1年間)×50% ・限度額 600 万円 ○通信回線使用料(1年間)×50% ・限度額 1,000 万円 |
| | | <p>設備投資奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工場・流通施設・試験研究施設 ・投下固定資産総額 小規模企業者 3,000 万円以上 中小企業者 1億円以上 | <p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容 ・固定資産税相当額(工場・流通施設・試験研究施設) 1年目 100% |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>中堅企業者 3億円以上 その他の者 30 億円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく雇用の維持 ○大規模工場 ・投下固定資産総額 100 億円超 ・事業計画に基づく雇用の維持 ・過去に特例の適用を受けてから 2 年を経過していないものを除く ○立地場所 ・工場 工業専用地域, 工業地域, 準工業地域 ・流通施設 工業専用地域, 工業地域, 準工業地域, 商業地域, 近隣商業地域 ・試験研究施設 市内全域 | <p>2年目 75% 3年目 50% 限度額 各年度 1 億円</p> <p>(大規模工場)</p> <p>1年目 100% 2年目 100% 3年目 100% 4年目 100% 5年目 100% 限度額 なし</p> |
|--|--|---|--|

34302

広島県

府中市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|-------------|---|---|--|
| 府中市企業立地促進条例 | H19.4 (改正後施行日) H23.12 (全部改正) R2.3 (一部改正) | ①業種 製造業、情報通信業、学術研究 ②建設場所 準工業地域、工業地域、工業専用地域及びこれらに準ずる地域 ③投下固定資産総額 土地、建物、償却資産への投資が ・大企業 1億円以上 ・中小・小規模企業 5,000万円以上 ④事業所の面積 ・大企業 2,000㎡以上 ・中小企業 1,000㎡以上 ・小規模企業 500㎡以上 ⑤新規雇用 ・大企業 5人以上 ・中小企業 2人以上 ・小規模企業 1人以上 | 奨励金 ①企業立地促進奨励金 操業開始以後、事業所設置に要する用地取得額(土地鑑定評価額といずれか低い額)の10/100以内の額を交付する ○限度額1億円 ②投下固定資産奨励金 操業開始以後、新增設工場等に対して課税される固定資産税等相当額以内の額を3年度間交付する ③雇用促進奨励金 奨励事業者の指定から操業後1年までの間に新規雇用した府中市在住の従業員1人につき50万円を交付する。 ○限度額 1,000万円 |

34209

広島県

三次市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---------------------------|--------------|------|-------|------|
| 投下固定資本額 (万円以上) | 従業員 (人以上) | | | |
| 新增設 2,700 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| (集積区域内) 課税の特例対象業種であること | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

※ 集積区域:企業立地促進に係る広島県基本計画で定める集積区域

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|------------------|---------|--|-----------|
| 三次市工場等設置 奨励条例 | H16.4.1 | <p>○奨励対象業種及び施設</p> <p>【三次工業団地・みわ工業団地・四拾貫産業用地】農業、林業及び漁業を除く産業分類に属する業種(風俗営業関係業並びに公衆衛生及び環境上問題のある業種は除く。)</p> <p>【工業団地以外】</p> <p>○製造業 物品の製造、加工又は修理の事業の用に供する施設及びこれらに附帯する施設</p> <p>○流通施設 流通業務を専ら行うための施設</p> <p>○情報サービス事業所 日本標準産業分類に掲げる中分類番号 39 の情報サービス業の用に供する施設</p> <p>○試験研究施設 工業製品に係る基礎研究、応用研究又は開発研究を主体に行う施設で独立した構造及び設備を有するもの</p> <p>○対象区域は三次市内全域</p> <p>○工場等の新設、又は増設</p> | ○工場等設置奨励金 |

| | | | | | | | | |
|---------|---|--|--------|----|--------|----|---------|-----|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・当該工場等に対する新たな投下固定資産総額が、1億円以上 ・かつ、操業を開始する日において、新規雇用労働者が5人以上 (原則としてこの水準を維持すること。) <p>○対象区域は三次市内全域</p> <p>○当該工場等に対する新たな投下固定資産総額が、1億円以上、かつ操業を開始する日において、新規雇用労働者が5人以上 (原則としてこの水準を維持すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業開始後3年間で雇用する三次市に住所を有する新規雇用労働者 <p>○工業団地又は産業用地の土地を購入</p> <p>○上記以外のもので以下の要件すべてに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等設置奨励金の要件を満たすこと。 ・三次工業団地・みわ工業団地又は四拾貫産業用地の土地を取得すること。 ・売買価格が適正な価格と認められること。 ・土地を1ha 以上取得すること ・土地取得後2年以内に操業すること。 <p>○工場等の新設、又は増設(下記の全てに該当すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな投下固定資産総額が、5億円以上であること。 ・操業を開始する日において、新規雇用労働者が5人以上であること(原則としてこの水準を維持すること。) ・三次工業団地へ新規立地する企業 ・水道の使用水量が毎月 1,000 m³以上であること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新設、又は増設した工場等が操業を開始した日以後において、当該工場等(土地、建物及び償却資産をいう。)に対して新たに固定資産税等(固定資産税及び都市計画税の合計額をいう。以下同じ。)が課されることになった年度から起算して5年度における各年度の固定資産税等相当額。(ただし、リース等物件に係るものは除く。) <p>○雇用奨励金</p> <p>1人当たり 100 万円</p> <p>○土地取得奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地取得代金額に規則で定める額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">三次工業団地</td> <td style="text-align: right;">5%</td> </tr> <tr> <td>みわ工業団地</td> <td style="text-align: right;">5%</td> </tr> <tr> <td>四拾貫産業用地</td> <td style="text-align: right;">20%</td> </tr> </table> <p>○水道助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設、又は増設した工場等の操業開始日以後1年間で1年度とみなし、当該年度から10 年度までの各年度について、水道使用料の 1/2(各年度における水道助成金の額が 1,500 万円を超えるときは、1,500 万円とする。) | 三次工業団地 | 5% | みわ工業団地 | 5% | 四拾貫産業用地 | 20% |
| 三次工業団地 | 5% | | | | | | | |
| みわ工業団地 | 5% | | | | | | | |
| 四拾貫産業用地 | 20% | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--------|--|---|--------|---------|--------|-----|
| | <p>○対象区域は三次工業団地又はみわ工業団地の土地を取得すること。</p> <p>○工場等の新設、又は増設(下記の全てに該当すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地取得奨励金の対象事業者で1ha以上の用地取得者 ・建物の床面積が延べ500㎡以上 ・新規雇用常用労働者5人以上 | <p>○設備等取得奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び設備投資額に規則で定める割合(5%)を乗じて得た額に相当する額 <p>※総投資額に対する限度額</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">10億円未満</td> <td style="width: 50%;">5,000万円</td> </tr> <tr> <td>10億円以上</td> <td>1億円</td> </tr> </table> | 10億円未満 | 5,000万円 | 10億円以上 | 1億円 |
| 10億円未満 | 5,000万円 | | | | | |
| 10億円以上 | 1億円 | | | | | |

34210

広島県

庄原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|--|-----------|------|-------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員 (人以上) | | | |
| 新增設 10,000 (一部 5,000) (広島県地域未来投資促進基本計画で定める集積区域内) 課税の特例対象業種であること | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| 新增設 2,700 (過疎地域自立促進特別措置法に規定される過疎地域内(庄原市全域)) 課税の特例対象業種であること | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|-------------|-------|--|--|
| 庄原市企業立地促進条例 | S58.3 | ①工場 工場適地等指定地域及び指定地域外で、工業導入が適当である地区 ・工場の建築面積 500 m ² 以上 ・新規雇用常用労働者 5人以上 (1/2 以上市内居住者に限る) ・指定後3年以内に操業開始 ②用地取得 ・取得する工場用地が公的機関により、造成されたもの ・用地の引渡しを受けた日から3年を経過した日までに操業開始 | 助成金 (1)工場立地 ①投下固定資産割 ・投下固定資産課税標準額×0.1 ②人員割 ・新規雇用常用労働者が 30 人以下:1人につき 15 万円 ・31 人以上:1人につき 10 万円 ○限度額 5,000 万円 (指定区域内。指定区地域外は、1/2) ・①+②の合計額 (2)用地取得 ○指定工場用地の土地売買契約金額×0.25 以内を4年に分割 ※なお、地域資源活用型企業は 1/3 以内 1年目 25/100 2年目 25/100 3年目 25/100 |

| | | | |
|---|-------|--|--|
| | | | <p>4年目 25/100</p> <p>○限度額 4年間で1億円</p> |
| <p>庄原市サテライト オフィス誘致促進 事業補助金交付 要綱</p> | H31.3 | <p>超高速情報通信網及び市内の建物等を 活用し新たにサテライトオフィスを市内に 開設し、かつ、次のいずれにも該当するも のとする。</p> <p>①市内に営業拠点及び事業場を有して いないこと。</p> <p>②3年以上継続して事業を行う意思があ ること。</p> <p>③新たに1人以上の常用雇用労働者を雇 用すること又は市外の他の事業場で雇 用している常用雇用労働者を1人以上 当該サテライトオフィスに異動させるこ と。</p> <p>④サテライトオフィスにおいて、要綱に定 める業種又は市長が適当と認める業種 を営むこと。</p> <p>⑤暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律又は同条第2号に規定する 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係 を有しないこと。</p> | <p>(1)建物取得・改修費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の取得費又は改修費×1/2 <p>○限度額 ①建物取得 200 万円</p> <p style="padding-left: 40px;">②建物改修 50 万円</p> <p>(2)備品購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 点あたりの購入単価が税込 10 万円以上の 備品購入に係る経費×1/2 <p>○限度額 50 万円</p> <p>(3)リース料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定日の属する月から 36 月以内に係る 自動車のリース料×1/2 <p>○限度額 月額1万8千円</p> <p>(4)賃借料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定日の属する月から 36 月以内に係る 建物賃借料(共益費及び駐車場賃借料を含 む。)×1/2 <p>○限度額 月額4万円</p> <p>※広島県の助成制度と併用可</p> <p>(5)工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光回線の引き込みに係る工事費×1/2 <p>○限度額 5 万円</p> <p>(6)回線使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定日の属する月から 36 月以内に係る 光回線使用料×1/2 <p>○限度額 月額2万円</p> <p>※広島県の助成制度と併用可</p> |

34211

広島県

大竹市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|-------------|-------|---|---|
| 大竹市産業振興奨励条例 | H20.4 | 本市において家屋及び償却資産に賦課された固定資産税の増加課税標準額 ○中小企業以外 5億円以上 ○中小企業 5,000万円以上 業種 ○鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療・福祉、サービス業(風俗営業等に関するものを除く) | 産業振興奨励金 ○増加課税標準額×1.4% ○限度額 5,000万円 (1年間) |

34212

広島県

東広島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|------------------|----------|------|---------------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 新增設 (みなし過疎地域) | 2,700 | — | 課税免除 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|------------------|-------|--|--|
| 東広島市企業 立地促進条例 | S58.6 | <p>○立地場所(施設設備更新助成金を除く)</p> <p>次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域が工業系であること ・開発面積が5ha 以上又は分譲面積1 ha 以上の規模を有する産業団地 ・敷地面積 5,000 m²以上かつ延べ面積 2,000 m²以上の工場等 <p>○対象業種及び設備投資額、雇用者数の規模</p> <p>◇工場(製造業、植物工場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産(家屋・償却資産)総額 3,000 万円以上 ・現行の雇用水準を維持 <p>◇試験等施設及び流通施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産(家屋・償却資産)総額 3,000 万円以上 ・現行の雇用水準を維持 <p>◇更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産(家屋・償却資産)総額 3,000 万円以上 ・現行の雇用水準を維持 | <p>助成金</p> <p>①工場等設置助成金</p> <p>工場等が操業開始までに取得した固定資産に係る固定資産税納付額に相当する額を3年間交付</p> <p>○限度額 上限なし</p> <p>②雇用助成金</p> <p>指定事業者に対して、市内に住所を有する新規雇用常用従業員に 20 万円(障害者の場合 40 万円)を乗じた額を交付</p> <p>○限度額 上限なし</p> <p>③施設設備更新助成金</p> <p>操業開始から 10 年を経過した工場等が施設設備更新等を行った場合、投下固定資産総額が 3,000 万円以上あれば当該固定資産税相当額に 30/100 を乗じた額を交付</p> <p>○限度額 各年度3億円を上限に3年間交付</p> |

| | | | |
|---------------------------|-------|--|--|
| 東広島市産業集積促進条例 | H29.2 | <p>○対象業種 製造業(研究開発部門も可)</p> <p>○投下固定資産(家屋・償却資産)総額 10億円以上</p> | <p>助成金 対象固定資産に賦課される固定資産税相当額に25/100を乗じた額を3年間交付 限度額 上限なし</p> |
| 東広島市産業用地開発助成金交付要綱 | H29.3 | <p>○対象用地 次のいずれにも該当すること。 ・市内の5,000㎡以上の民間遊休地 ・平成29年4月2日以降に取得する土地</p> <p>○対象者 対象用地に、自社で事業を行うためお施設(工場、学術・開発研究等施設、流通施設)を建設する者。</p> | <p>助成金 建物等の撤去、インフラの整備、敷地内進入路の整備に係る経費の額に25/100を乗じた額を交付 限度額 5,000万円</p> |
| 東広島市サテライトオフィス等誘致促進助成金交付要綱 | H29.3 | <p>○対象条件 次のいずれにも該当すること ・法人格を有するもの ・賃貸等により本市内で新たに事業所を開設するもの ・新規雇用常用労働者1名以上 ・助成金の交付を受けた日から5年間以上の業務継続を行うもの</p> <p>○対象業種 情報サービス業、インターネット不随サービス業、コールセンター業など</p> | <p>助成金 内装改修費用、情報通信システム導入費、開発研究に要する機器の購入費、オフィス賃料、情報通信システム保守・使用料、通信回線使用料に係る経費に30/100を乗じた額を最大3年度交付 限度額 500万円/年度</p> |

34213

広島県

廿日市市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|-----------------------|--------|---|--|
| 廿日市市佐伯工業団地工場設置奨励金交付要綱 | H15.3 | 工場 ・延べ床面積 2,000(1,000)㎡以上 ・新規雇用者のうちの市内居住者 10(5)人以上 ※かつこ内は付加価値の高い業種で市長が必要と認めたとき ※公害等の防止措置を講じていること | 奨励金 ○固定資産税相当額 1年目 90/100 2年目 70/100 3年目 50/100 ○限度額 各年度 1,000 万円 |
| 廿日市市オフィス誘致促進助成金交付要綱 | R 元.10 | ○対象者 市外から事業所を移転し、又は市内に事業所を新設するために、建物を新たに借り受けて次の事業等を行う法人又は個人 ・情報サービス業 ・インターネット付随サービス業 ・コールセンターに付随する事業 ○条件 次のいずれにも該当すること ・市内において新たに事業場を設けることとなること。 ・新規雇用常用労働者が1名以上であり、3年以上の業務継続が予定されているものであること。など | ○助成金 次の経費のうち、市長が適当と認めるものの総額の2分の1を最大3年度交付する。 ・内装改修費(初年度のみ) ・設備機器購入費(初年度のみ) ・オフィス賃借料 ・通信回線使用料 ○限度額 200万円/年度 |

34214

広島県

安芸高田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 市町村名 | 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|------------------------|---------------|----------|------|-------|------|
| | 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 安芸高田市 (吉田町、八千代町を除く) | 新增設 2,700 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 市町村名 | 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|-------|---------------|-------|---|--|
| 安芸高田市 | 安芸高田市企業立地奨励条例 | H19.4 | 安芸高田市内に新たに工場を設置する企業等 ・投下固定資産総額 5,000 万円以上 ・新規雇用者 3人以上 | 奨励金 ①企業等立地奨励金 ○固定資産税相当額を3年間 ○限度額 各年度 1,500 万円 ②雇用奨励金 ○新規雇用1人につき 12 万円 ○限度額 600 万円 ③施設整備奨励金 土地取得費を除く設備投資額の5% ○限度額 500 万円 ④土地取得奨励金 面積が 5,000 m ² を超えた場合、 所得価格の5% ○限度額 1,000 万円 |

34215

広島県

江田島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|--------------|--|-------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員 (人以上) | | | |
| 新增設 取得価額 2,700 対象業種: 製造業、旅館業、農林水産物等販売業 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| 新增設 <資本金> <取得価額> 1,000 万円以下 → 500 1,000 万円超～5,000 万円以下 → 1,000 5,000 万円超 → 2,000 対象業種: 情報通信技術利用事業等 | — | 不均一課税 初年度 0.07/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|--------------|--------|---|--|
| 江田島市企業立地奨励条例 | H16.11 | 産業施設等 ○ 新增設 ・ 投下固定資産総額 3,000 万円以上であること ・ 新規雇用者が3人以上であること ・ 5年以上事業を継続すること ※対象業種 市の産業振興に寄与すると認められるもの(風営法第2条第1項及び第5項を除く) | 奨励金 ① 企業立地奨励金 ○ 固定資産税相当額を5年間(限度額なし) ② 新規雇用奨励金 ○ 新規雇用従業員(常勤)を1年以上継続して雇用し、6か月以上市内に住所を有する者 50 万円/人(限度額 2,500 万円・1回限り) ③ 施設整備奨励金 ○ 投下固定資産の固定資産税評価額(土地を除く)に5%を乗じた額(上限 500 万円・1回限り) ④ 土地取得奨励金 ○ 取得した土地の面積が 1,000 m ² 以上で固定資産の固定資産税評価額に5%を乗じた額(上限 1,000 万円・1回限り・取得後3年以内に操業を開始するもの) |

34302

広島県

府中町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|-----------------------------------|-------|--|--|
| 府中町地域活力創出型 オフィス誘致促進助成金 交付要綱 | H30.5 | 町内の空き店舗等を賃借して事業場を開設し、3年以上事業を継続する法人で、次のいずれかに該当するもの 1.サテライトオフィス 2.情報サービス等事業所で、従業員3人以上を雇用するもの | 家賃、通信費 月5万円以内、3年間 補助率 1.10/10 2.1/2 以内 |

詳しくはこちら ([府中町地域活力創出型オフィス誘致促進助成金](#))

34368

広島県

安芸太田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 | |
|---------------|----------|------|------|-------|-----|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | | |
| 新增設 | 2,700 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---------------|--|--|---|
| 安芸太田町企業誘致促進条例 | H20.9 H24.12 改正 H26.9 改正 H27.3 改正 H27.6 改正 R1.9 改正 R2.3 改正 | <p>◎固定資産税に対する奨励措置</p> <p>①新設・増設した投下固定資産総額 2,700 万円以上</p> <p>②リース契約料の投下固定資産投資評価額 2,700 万円以上</p> | <p>①各年度の固定資産税相当額で、1,000 万円上限とし、1類で8年間、2類で8年間とする。</p> <p>②各年度の交付額は次のとおり</p> <p>・1類: 過疎地域自立促進特別措置法第 31 条に基づく製造業、農林水産物等販売業、旅館業</p> <p>・2類: 上記以外の業種</p> <p>初年度 1類 10 割 2類 10 割</p> <p>2年度 1類 10 割 2類 10 割</p> <p>3年度 1類 10 割 2類 10 割</p> <p>4年度 1類7割 2類7割</p> <p>5年度 1類6割 2類6割</p> <p>6年度 1類5割 2類5割</p> <p>7年度 1類5割 2類5割</p> <p>8年度 1類5割 2類5割</p> |
| | | <p>◎設備取得に対する奨励措置 (雇用に対する奨励措置に適用していることが条件)</p> <p>①新設・増設した投下固定資産総額 2,700 万円以上</p> <p>②リース契約料の投下固定資産評価額が 2,700 万円以上</p> <p>③新設、増設とも新規雇用3人以上。</p> | <p>①設備の取得に要した額に 100 分の 10 を乗じて得た額(上限 2,000 万円)</p> <p>②土地の取得に要した額に 100 分の 10 を乗じて得た額(上限 1,000 万円)</p> |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>◎雇用に対する奨励措置 (操業開始後の1年経過後の最初の1月1日に置いて1年以上継続して雇用している物であって、同日現在において町内に住所を有している新規雇用常用労働者3人以上)</p> | <p>新規雇用一人につき20万円、3年間 ①1,000万円を上限とする。 ②広島県中山間地域雇用奨励事業補助金交付要綱の適用期間に限り、初年度のみ50万円と読み替えて適用する。</p> |
|--|--|---|--|

34369

広島県

北広島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 | |
|---------------|----------|------|------|-------|-----|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | | |
| 新增設 | 2,700 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|----------------------|---|--|---|
| 北広島町企業立地 奨励条例 | H17.6 H24.3 改正 H26.3 改正 H30.3 改正 | 《対象となる工場等》 (1)物品の製造 (2)加工若しくは修理の事業に直接供する施設 (3)流通施設(荷受け、保管、流通加工、出荷、道路運送業務) | 補助金 (1)工場等設置奨励金 新設又は増設した工場等が操業を開始した日以後、固定資産税が課税されることとなった年度から起算して5年間、ただし、新規雇用常用従業者数が3名未満の場合は3年間、事業に供する固定資産税に相当する額を助成(限度額:各年度 5,000 万円) |
| 北広島町企業立地 奨励条例施行規則 | H17.6 | (4)工業に関する試験研究施設 (5)ソフトウェア業等施設及びこれらに付帯する施設 | (2)雇用奨励金 対象工場等の操業に伴い新規常時雇用の従業員で、町内に住所を有し居住する従業員を雇用する者に、1人につき 20 万円以内の額を助成(限度額:2,000 万円) |
| 北広島町企業立地 奨励金交付要綱 | H26.4 H29.4 改正 | (6)新エネルギー産業及びこれらに付帯する施設 (7)その他町長が町の経済発展や雇用機会の拡大に特に寄与することと認める施設 《対象となる基準》 新設又は増設した工場等に対する投下固定資産総額が 5,000 万円以上であること | (3)土地取得奨励金 土地取得金額に5%を乗じた額を助成(限度額:1,000 万円) (4)設備取得奨励金 土地取得金額を除いた設備投資金額に5%を乗じた額を助成(限度額:1,000 万円) |

34431

広島県

大崎上島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 市町村名 | 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|----------------------|--------------------|----------|------|-------|------|
| | 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 大崎上島町 | 新增設 2,700 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| 大崎上島町 (集積区域 内) | 課税の特例対象業種であるこ と | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

※ 集積区域：企業立地促進に係る広島県基本計画で定める集積区域

34462

広島県

世羅町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 | |
|---------------|----------|------|------|-------|-----|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | | |
| 新增設 | 2,700 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|-----------------|-------|---|---|
| 世羅町企業の立地を支援する条例 | H23.3 | <p>《対象となる工場等》</p> <p>(1)物品の製造、加工若しくは修理の事業に直接供する施設</p> <p>(2)流通施設</p> <p>(3)工業に関する試験研究施設</p> <p>(4)情報通信技術利用事業等施設及びこれらに付帯する施設</p> <p>(5)その他町長が町の経済発展や雇用機会の拡大に特に寄与することと認める施設</p> <p>《対象となる基準》</p> <p>(1)都市計画法の工業地域、準工業地域及びその他工業導入が適当であると町長が認める地域に工場等を新設し、又は増設するものであること、若しくは世羅町固定資産税の課税免除に関する条例に規定する要件に適合するものであること</p> <p>(2)新設又は増築した工場等に対する投下固定資産総額が2,000万円以上であること</p> | <p>奨励金</p> <p>(1)工場等設置奨励金 新設又は増設した工場等が操業を開始した日以後、固定資産税が課税されることとなった年度から起算して5年間、事業に供する固定資産税に相当する額を助成(限度額:各年度5,000万円)</p> <p>(2)雇用奨励金 対象工場等の操業に伴い、町内に住所を有し居住する人を新たに正規雇用した場合、1人につき20万円を乗じた額を助成(限度額:2,000万円)</p> |

34545

広島県

神石高原町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 | |
|---------------|----------|------|------|-------|-----|
| 投下固定資本額（万円以上） | 従業員（人以上） | | | | |
| 新增設 | 2,700 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|----------------------|------------------------------|---|--|
| 神石高原町工場等設置奨励条例 | H16.11 | 工場等 ○業績の安定度、成長度及び信用度を有すると認められるもの又は将来地域産業としてその発展が期待されるもの ○投下固定資産総額 500 万円以上 | 奨励金 ○固定資産税相当額 初年度 70/100 2年度 60/100 3年度 50/100 ○奨励指定者として受けた指定ごとの各年度における交付限度額 1,000 万円 |
| 神石高原町雇用促進奨励助成金交付要綱 | H22.4 H28.4 R2.3 改正 | 納税を完納している国の機関または地方公共団体ではない町内の事業所で、神石高原町工場等設置奨励条例による奨励金の交付または町から当該事業所の運営に係る補助を受給していない事業所 令和 2 年 3 月末までの正規雇用で終了 | 助成金 平成 22 年 4 月 1 日以降に町内に居住する新規従業員を正規雇した事業所へ、新規従業員 1 人につき奨励助成金 20 万円を交付 その者が新規学卒者であれば 30 万円とし、新規学卒者本人へも 30 万円を交付 |
| 店舗工場等整備支援事業要綱 | H27.4 | 町内の店舗等が 町内業者に依頼して、新築または改修の建築工事を行う事業所で、着工前に申請したものに限る | 補助金 対象建築工事費の 1/2 限度額 30 万円 (神石高原商工会委託事業) |
| 神石高原町中小企業融資利子補給金交付事業 | H25.4 | ①平成 24 年 4 月 1 日以降に融資を受けた事業主 ②町内にある事業所のための融資を受けた事業主 ③対象資金について、過去に貸付金回収不能等の事故が起きてない事業主 | 利子補給 ○町内に住所を有する事業所の設備資金又は運転資金等に係る利子の一部を補給 ○1 事業主が同一年内で契約した借入金額のうち 1,000 万円を限度とし、約 |

| | | | |
|-----------------------------------|----------------|---|--|
| | | ④町税を滞納していない事業主 | 定利子の2分の1(上限1%)相当額を助成 |
| 神石高原町新規学卒者雇用奨励助成金交付要綱雇用促進奨励へ統合された | H27.4 H28.4 | ①町内に住所を有し、雇用保険及び社会保険適用事業所であること。 ②新規学卒者が卒業した6月末までに正規雇用従業員として雇用していること。 ③神石高原町工場等設置奨励条例による奨励金の交付または町から当該事業所の運営に係る補助を受給していない事業所 | 助成金 新規学卒者1人につき次のとおり交付 ○事業所に10万円 ○対象新規学卒者本人に30万円 |